# Startup Hub Tokyo

# ラウンジ・イベントスペース利用規約

本規約は Startup Hub Tokyo(以下「当施設」という。)内「ラウンジスペース・イベントスペース(以下「当スペース」という。)」の利用について定めるものです。当スペースの御利用に際しては、本規約の内容を十分に御理解ください。なお、実際に当スペースをご利用いただく際には、本規約にご同意いただいたものとみなします。

#### (主旨)

第1条 当スペースは、起業または起業喚起をテーマとしたイベント・セミナーのみでのご利用が対象となります。

## (使用申請及び審査)

第2条 ご利用に際しては、所定の利用申請書(以下「利用申請書」という。)にてお申し込みいただきます。申請内容において、当施設及び当スペースの運営主旨にそぐわないと判断された場合は、ご利用をお断りする場合がある事を予めご了承ください。(申請内容把握のため、追加資料の提供を依頼することがあります。)

また、内容に変更があった場合は、随時お知らせください。大幅な変更があった場合、当施設を利用できなくなる可能性がありますのでご了承ください。本申請書および提出していただいた追加資料等は返却いたしませんので、併せてご了承ください。

なお、イベント開催にあたっては、別途オーガナイザー(個人)登録が必要となります。

#### (利用の制限)

第3条 第1条に合致する場合においても、次に掲げる事項に該当する場合はご利用できません。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 営利を目的とした有料セミナーや有料カルチャー教室等の開催
- (3) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等が参加する利用
- (6) 使用許可者又は予約者自らが使用しない場合
- (7) 当施設の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (8) その他、東京都及び東京都が事務局業務を委託した運営事業者(以下「事務局」という。)が利用条件に合わないと判断した活動目的での利用

(利用可能日、利用時間について)

第4条 利用可能日及び利用時間等については、以下に掲げる内容とする。

- (1) 利用可能日 年末年始や施設の管理運営上の保守点検日を除く全日
- (2) 利用可能時間

ア 平日 10時00分~22時00分

イ 土日祝日 10時00分~18時00分

(3) 前号利用可能時間には、準備・設営・撤去・原状復帰までの時間を含むものとします。

(利用料金及び有償催事の際の制約について)

第5条 当スペースの利用料は備品利用含め無料です。

- 2 原則として「来場者から料金を徴収しない、無料イベント・セミナー」、「参加者を限定しないオープンなイベント・セミナー」を優先いたします。
- 3 来場者から料金を徴収する場合は、申請時において収支計画を提出願います。

## (会場の利用について)

- 第6条 会場内の机いすの設営及びレイアウト変更は、申請者側で行ってください。また、終了後は 原状復帰を行ってください。
- 2 当日の運営及び受付業務は申請者側で行ってください。
- 3 備品の貸し出し・返却は、事務局立ち会いのもと行ってください。
- 4 インターネット環境は無線 LAN に対応しています。利用される場合はパスワードをお伝えします ので、事務局にお問い合わせください。
- 5 配布資料は申請者側で準備してください。
- 6 イベント開催時に当施設の説明をさせていただきますので、プログラムを作る際に説明の時間を 5 分程度ご予定ください。
- 7 当施設にて商品などを販売する行為は一切禁止となっております。
- 8 台車を使った搬入、大掛りな装置の搬入などは、ビル側の規制がありますので、あらかじめ事務局にご相談ください。事前申請がない場合は、搬入が困難となる場合があるのでご承知おきください。

#### (イベント告知について)

第7条 集客は原則として申請者側が行うこととします。

- 2 イベントの内容に関するお問い合わせには、当施設で応じられないため、チラシなど広報物の連絡・問い合わせ先には申請者の電話番号やメールアドレスを記載し、当施設の電話番号やメールアドレスは記載しないようお願いします。
- 3 イベントの告知を開始する場合は、利用申請書が正式に承認された後とします。 (会場内の飲食について)

第8条 飲食を伴うイベントは、申請時にその旨を記載してください。

なお、追加申請では応じられない場合がありますのでご注意ください。

2 交流会等でアルコールを提供する場合は18時以降となります。

なお、参加者に未成年者が含まれる場合、飲酒を含むイベントは開催できません。参加者に未成年が含まれないよう、集客時、受付時に申請者側で厳密に管理運営を行うようお願いします。また、アルコール類の提供に関しては申請者側が準備したものに限り、参加者の持ち込みは原則禁止といたします。当日、担当スタッフが参加者の年齢確認をさせていただく場合がございます。万一、未成年者が含まれていた場合は、その段階で即刻利用を中止とさせていただきます。

- 3 飲食物、食器などの手配、撤去、原状復帰などは、申請者側でお願いいたします。
- 4 飲酒を伴う催事の際、泥酔するなどし、他の方へ迷惑がかかると事務局が判断した場合は即座 に退出をお願いし、今後一切の使用をお断りさせていただく場合がございます。
- 5 飲食物を床などに溢された際は、必ず申告の上、申請者の責任において原状復帰、もしくは損害の賠償をしていただきます。
- 6 ゴミが発生した場合は事務局の指示に従い、ゴミの分別をお願いします。 なお、大量にゴミが発生した場合は、かかる処理料金を徴収する場合があるのでご注意ください。

### (情報発信へのご協力について)

第9条 イベントレポートを当施設 Web サイトに掲載させていただく場合がございます。掲載にあたっては、申請者および登壇者と個別に調整をさせていただきます。

当施設利用者のPR支援の一環として考えておりますので、ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

## (免責)

- 第 10 条 申請者が参加者及び他の利用者の所有物等を棄損・汚損しても、東京都及び事務局は その損害を賠償する責を負いません。
- 2 利用中に生じた利用者の所有物等の盗難・棄損については、その原因に関わらず、東京都及び 事務局はその損害を賠償する責を負いません。
- 3 故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、東京都及 び事務局はその損害を賠償する責を負いません。
- 4 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び事務局はその損害を賠償する責を 負いません。
- 5 当施設の電源及び無線LAN等を利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても東京都及び事務局はその損害を賠償する責を負いません。

## (規約の変更)

第11条 東京都は必要に応じ、本規約を変更できるものとします。

附則

本規約は、平成29年7月1日から施行します。

制改訂履歴

制定 平成29年1月1日【初版】

改訂 平成29年1月25日【二版】

改訂 平成29年7月1日【三版】